

## 大津市地域支援事業等（高齢者居宅生活支援）実施要綱

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）第10条の規定により、本市が行う地域支援事業のうち高齢者の居宅における日常生活を支援する事業及び高齢者の福祉に資する事業（以下「地域支援事業等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業）

**第2条** 市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) ショートステイサービス
- (2) 配食サービス
- (3) 紙おむつサービス
- (4) 日常生活用具サービス
- (5) 寝具丸洗いサービス
- (6) 転倒予防のための屋内改修サービス
- (7) 小規模住宅改修経費助成

### （対象者）

**第3条** この要綱における給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に本市に住所を有する者
- (2) 医療施設に入院していない者
- (3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院又は介護老人保健施設に入所していない者
- (4) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム又は軽費老人ホームに入居又は入所していない者
- (5) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない者
- (6) 障害者支援施設に入所していない者
- (7) 介護保険適用除外施設に入所していない者

### （ショートステイサービス）

**第4条** ショートステイサービスは、次に掲げる事項を目的とし、当該サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）を養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに短期入所させるサービスとする。

- (1) 養護老人ホームにおいては、生活習慣等の指導、虐待からの緊急避難等に資すること。
- (2) 特別養護老人ホームにおいては、家族の緊急やむを得ない事情により家族に代わって行う介護、虐待からの緊急避難等に資すること。

2 ショートステイサービスを利用できる者は、前条の規定に該当するおむね65歳以上の者であって、次の各号に掲げる利用施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 養護老人ホーム 加齢に伴って生ずる身体上若しくは精神上的の障害により、社会適応が困難な一人暮らしの者又はこれに準ずる者
- (2) 特別養護老人ホーム 要介護認定又は要支援認定を受けていない者（要介護認定及び要支援認定の申請をしていない者を含む。）で、加齢に伴って生ずる身体上又は精神上的の障害により、介護が必要な者

3 ショートステイサービスの利用の申請を行うことができる者は、次に掲げる者（第4号に掲げる者にあつては、第2号又は第3号に掲げる者がいない場合に限る。）とする。

- (1) 利用しようとする者本人
  - (2) 前号に掲げる者の家族
  - (3) 第1号に掲げる者の4親等以内の親族、法定代理人及び任意後見人
  - (4) 民生委員
- 4 ショートステイサービスの利用の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、所定の様式による申請書に関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査した上、ショートステイサービスの利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 6 利用者が当該サービスを利用したときは、利用者又はその者の属する世帯の世帯主は、当該サービスの種類に応じ、次の各号により算定した額を当該サービスを提供した事業者を支払わなければならない。
- (1) 養護老人ホームにあつては1日につき400円、特別養護老人ホームにあつては指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額に100分の10を乗じた額
  - (2) 日常生活に要する費用として次に掲げる費用
    - ア 食事の提供に要する費用
    - イ 理美容代
    - ウ その他ショートステイサービスにおいて提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 7 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、ショートステイサービスの提供を中止する。
- (1) 心身の状態の回復、家庭環境又は社会適応能力の改善等により、ショートステイサービスを受ける必要がないと認められるとき。
  - (2) 医療施設に入院したとき。
  - (3) 感染性疾患に罹患し、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの他の入所者、職員等に感染するおそれのあるとき。
  - (4) 第2項各号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

#### (配食サービス)

- 第5条** 配食サービスは、当該サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の低栄養状態の改善を図り、食の自立を支援するとともに、その安否の確認を行うことを目的とし、原則として1週間につき5日を超えない範囲で、安全で栄養のバランスのとれた昼食を利用者の居宅に配達するサービスとする。
- 2 配食サービスを利用できる者は、第3条の規定に該当する65歳以上の者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（要支援認定を受けている者及び大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年制定）に基づく配食サービスを利用している者を除く。）とする。
- (1) 低栄養状態にある又はそのおそれがある者
  - (2) 身体上又は精神上の障害により、食材の調理が困難な一人暮らし又はこれに準ずる世帯に属する者
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、配食サービスの申請について準用する。
- 4 利用者が配食サービスを利用したときは、利用者又はその者の属する世帯の世帯主は、当該サービスに要する費用のうち食材料費及び調理費に相当する額として1食につき460円以下の範囲内（特別食の提供を受ける場合にあつては、1食につき660円以下の範囲内）で昼食を配達する事業者が定める額を当該事業者を支払わなければならない。

- 5 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、配食サービスの提供を中止する。
  - (1) サービス利用開始の日から1年ごとに行うサービス利用の効果を確認するためのアセスメントにおいて低栄養状態が改善されたことが確認され、又は心身の状況の回復、家庭の環境の変化等により、配食サービスを受ける必要がないと認められるとき。
  - (2) 配達された昼食を配食サービスの目的以外に使用したとき。
  - (3) 第2項に規定する要件に該当しないこととなったとき。

#### (紙おむつサービス)

**第6条** 紙おむつサービスは、1月につき4、500円分の紙おむつを高齢者に支給するサービスとする。

- 2 紙おむつサービスを利用できる者は、第3条の規定に該当する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により、寝たきり又は認知症となり、常時紙おむつを必要とする状況が3か月以上継続している者
  - (2) 在宅で介護を受けている者
  - (3) 要介護認定を受けている者
  - (4) 本市の在宅障害者に対する施策により紙おむつの給付を受けていない者
  - (5) 大津市介護保険条例第15条第1号から第5号までに規定する者
- 3 第4条第3項から第5項までの規定は、紙おむつサービスの申請について準用する。
- 4 市長は、紙おむつサービスの給付の決定をしたときは、当該決定をした日の属する月の翌月以降に紙おむつサービスの利用者又はその者の属する世帯の世帯主に紙おむつ受給券を交付するものとし、当該受給券の交付を受けた者は、一般社団法人大津市薬剤師会に所属する薬局及び登録販売者のうち市長が指定するものから、当該受給券と引き換えに紙おむつの支給を受けるものとする。
- 5 前項の給付の決定は、毎月25日（その日が大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに申請書を受理したものについて、当月末日までに行うものとする。
- 6 市長は、紙おむつサービスの利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、紙おむつサービスの提供を中止する。
  - (1) 心身の状況の回復等の理由により、紙おむつを必要としなくなったとき。
  - (2) 支給された紙おむつを給付目的以外に使用したとき。
  - (3) 第2項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

#### (日常生活用具サービス)

**第7条** 日常生活用具サービスは、当該サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の日常生活上の便宜を図るために日常生活用具を支給し、又は貸与するサービスとする。

- 2 日常生活用具の品目及びその性能は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 日常生活用具サービスを利用できる者（携帯電話回線を利用した緊急通報装置にあっては、固定電話回線を利用できない者に限る。）は、第3条の規定に該当するおむね65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものうち、別表第1に掲げる対象者とする。
  - (1) 加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害がある者
  - (2) 一人暮らしの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者

- 4 第4条第3項から第5項までの規定は、日常生活用具サービスの申請について準用する。
- 5 利用者又はその者の属する世帯の世帯主は、利用者が利用した日常生活用具サービスごとに別表第2により算定した負担金を当該サービスを提供する事業者を支払わなければならない。
- 6 利用者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、日常生活用具を市長に返還しなければならない。
  - (1) 心身の状況の回復又は家族との同居等による家庭環境の変化等により、日常生活用具をその居宅に設置する必要がないと認められるとき。
  - (2) 日常生活用具を目的以外に使用したとき。
  - (3) 第3項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

#### (寝具丸洗いサービス)

**第8条** 寝具丸洗いサービスは、寝たきり又は認知症により常時臥床している者が使用している敷布団及び掛布団を1年につき1回、1人につき2枚まで丸洗い乾燥するサービスとする。

- 2 寝具丸洗いサービスを利用できる者は、第3条の規定に該当する65歳以上の者であって、加齢に伴って生ずる身体上若しくは精神上の障害により寝たきり又は認知症となり、常時臥床しているものとする。
- 3 第4条第3項から第5項までの規定は、寝具丸洗いサービスの申請について準用する。
- 4 寝具丸洗いサービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）が当該サービスを利用したときは、利用者又はその者の属する世帯の世帯主は、負担金として次の各号に掲げる寝具の種類に応じ、当該各号に定める額を当該サービスを提供した事業者を支払わなければならない。

- (1) 敷布団
  - ア 羽毛又は鳥の綿毛を詰物とするもの 1枚につき600円
  - イ アに掲げるもの以外のもの 1枚につき400円
- (2) 掛布団
  - ア 羽毛又は鳥の綿毛を詰物とするもの 1枚につき600円
  - イ アに掲げるもの以外のもの 1枚につき400円

#### (転倒予防のための屋内改修サービス)

**第9条** 転倒予防のための屋内改修サービスは、屋内で生活する際に転倒する危険の高い箇所への手すりの取付け、段差の解消等の屋内改修工事に要する費用の一部を助成するサービスとする。

- 2 転倒防止のための屋内改修サービスによる助成金の額は、当該工事に要する費用（原材料費を除く。以下この条において「工事費用」という。）に100分の90を乗じて得た額（工事の内容に応じて別表第3により算定した額を限度とする。）の合計とし、助成対象者1人につき50,000円を限度とする。
- 3 転倒予防のための屋内改修サービスを利用できる者は、第3条の規定に該当するおおよね65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害がある者
  - (2) 要介護認定又は要支援認定を受けていない者（要介護認定及び要支援認定の申請をしていない者を含む。）
- 4 第4条第3項から第5項までの規定は、転倒予防のための屋内改修サービスの申請について準用する。
- 5 市長は、第2項の助成金の額を、助成対象者に代わり、事業者を支払うものとする。
- 6 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に助成金の支払があったものとみなす。
- 7 助成対象者又はその者の属する世帯の世帯主は、工事費用の額から第2項の助成金の額を控除した額及び原材料費を、

当該サービスを提供する事業者を支払わなければならない。

### (小規模住宅改造経費助成)

**第10条** 小規模住宅改造経費助成は、日常動作能力の低下した者の日常生活の便宜を図るために実施する、排世、入浴、移動等を容易に行うための住宅改造（以下この条において「住宅改造」という。）に必要な経費について、その一部を助成するサービスとする。

2 小規模住宅改造経費助成による助成金の額は、住宅改造に必要な経費に2分の1を乗じて得た額とし、次項に規定する対象者の属する世帯につき1人につき250,000円を限度とする。

3 小規模住宅改造経費助成を利用できる者（以下この条において「対象者」という。）は、第3条の規定に該当する65歳以上の者であって、加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により寝たきり又はこれに準ずる状態にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その者の所得について、前年の所得税課税所得額（各控除後の額）が、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「国民年金経過措置令」という。）第52条第1項の規定の例により算定した額を超えない者

(2) その扶養義務者（配偶者及び民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）の所得について、前年の所得税課税所得額（各控除後の額）が、旧国民年金法施行令第5条の4第2項及び国民年金経過措置令第52条第1項の規定の例により算定した額を超えない者

4 第4条第3項から第5項までの規定は、小規模住宅改造経費助成の申請について準用する。

5 市長は、第2項の助成金の額を、助成対象者に代わり、事業者を支払うものとする。

6 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に助成金の支払があったものとみなす。

7 助成対象者又はその者の属する世帯の世帯主は、住宅改造に要する費用から第2項の助成金の額を控除した額を、事業者を支払わなければならない。

8 第2項の規定にかかわらず、本市の重度障害者に対する施策により住宅改造に係る経費の助成を受けた者（その者と同一の世帯に属する者を含む。）にあっては当該助成を受けた額を、要介護認定又は要支援認定を受けた者にあっては介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護住宅改修費の支給又は介護予防住宅改修費の支給を受けることができる額を第2項の助成金の額から控除した額を同項の助成金の額とする。

9 小規模住宅改造経費助成についての詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模住宅改造経費助成の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、専ら対象者が居住する住宅であって、本市の区域内に所在するものとする。

(2) 対象住宅の所有の形態は、持ち家、借家等の区別を問わない。ただし、対象住宅の所有者が受給対象者、その世帯主又は同居する家族以外の者である場合については、住宅改造について当該対象住宅の所有者の承諾を得なければならない。

(3) 対象住宅がマンション等の区分所有に係る住宅である場合については、専用部分の住宅改造を対象とし、共有部分の住宅改造を必要とするときは、区分所有に係る全ての所有者の承諾を得なければならない。

(4) 小規模住宅改造経費助成の対象となる住宅の改造は、既存の住宅の浴室、便所、居室、玄関、廊下等の改造、手すりやスロープの取付け、障害物や段差の解消、滑りの防止及び歩道の円滑化等のための床材の変更、引き戸等へ

の扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え並びにこれらの改造に付帯して必要となる改造とする。

(5) 住宅の新築、増築及び改築は、小規模住宅改造経費助成の対象としない。ただし、前号の改造を行う場合において、住宅の増築又は改築を伴わざるを得ないと認めるときは、必要と認める限度において、増築又は改築を助成の対象とすることができる。

(6) 対象者が、小規模住宅改造経費助成を受けようとするときは、その工事に着手する前に、小規模住宅改造経費助成金申請書（様式第1号）に建築業者等の見積書を添付して、市長に申請し、その助成の決定を受けなければならない。

(7) 前号の規定による決定を受けた者（以下この条において「受給対象者」という。）は、住宅の改造を完了したときは、小規模住宅改造経費助成工事完了報告書（様式第2号）を、第7項の規定により事業者を支払った額の領収書（明細を記したものを含む。）並びに住宅の改造の着工前及び完成後の状態を確認できる写真等の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(8) 市長は、受給対象者から前号の報告書の提出があったときは、速やかに審査した上、助成金の額の確定を行うものとする。

### ⑧(減免)

**第11条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条第6項第1号及び第7条第5項に規定するサービスの利用に係る負担金を減免することができる。

2 負担金の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者

(2) 当該サービスの利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が、災害等により著しい損害を受け、又は生計中心者の死亡、長期の入院、事業の休廃止、失業等により、負担金を支払うことが困難な者

3 市長は前項第2号に該当する者について、第4条第6項第2号アに規定する食事の提供に要する費用及び第5条第4項に規定する食材料費及び調理費に相当する額（以下この条において「日常生活費等」と総称する。）を減免することができる。

4 第2項第2号に該当する者が、第1項又は前項の規定による減免を受けようとするときは、大津市地域支援事業等負担金等減免申請書（様式第3号）に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査した上、その可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

6 負担金及び日常生活費等の減免を受けた者は、減免の事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

7 市長は、第2条各号に規定するサービスの利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該サービスに要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第5条第5項第2号の規定に該当したとき。

(2) 第6条第6項第2号の規定に該当したとき。

(3) 第7条第6項第2号の規定に該当したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段によって第2条各号に規定するサービスを利用したとき。

(5) 正当な理由がなく負担金及び日常生活費等の納付を怠ったとき。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に掲げる事業のうち、小規模住宅改造経費助成については、県の自治振興交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に市長により支給され、又は貸与されたガス警報器を使用する日常生活用具サービスの利用者は、この要綱の施行の日以後も、無償で当該機器の定期交換を受けることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成23年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、次項に定めるものを除き、平成28年4月1日以後に給付するサー

ビス等について適用する。

3 改正後の第7条第2項第5号の規定は、平成28年8月1日以後に給付する紙おむつサービスについて適用する。

**附 則**

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市地域支援事業等実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

**附 則**

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成30年4月1日以後に給付するサービス等について適用する。

3 この要綱の施行の際現にある改正前の大津市地域支援事業等実施要綱様式第1号から様式第3号までの規定による申請書等は、この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に給付するサービス等について適用する。

別表第1（第7条関係）日常生活用具

品目	性能	対象者
緊急通報装置	高齢者が身につけることが可能で、簡単な操作により緊急事態を通報することが可能なもの	緊急事態となるおそれがある者であって、心身の状況により消防局への通報が困難なもの
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るもの	防火等の配慮が必要な者
火災警報器	室内の火災を熱により感知し、音又は光を発し、屋外に	

	も警報ブザーで知らせることができるもの	
--	---------------------	--

別表第2（第7条関係）日常生活用具

階 層	負担金の額（単位：円）		
	緊急通報装置	電磁調理器	火災警報器
生活保護法による被保護世帯及び 生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯	0	0	0
生計中心者の前年の所得税の課税年額が 10,000円以下の世帯	17,820（携帯電話回線を利用するものにあつては、 27,720）	4,950	4,659
生計中心者の前年の所得税の課税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	26,730（携帯電話回線を利用するものにあつては、 41,580）	9,900	9,317
生計中心者の前年の所得税の課税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	35,640（携帯電話回線を利用するものにあつては、 55,440）	9,900	9,317
生計中心者の前年の所得税の課税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	44,550（携帯電話回線を利用するものにあつては、 69,300）	9,900	9,317
生計中心者の前年の所得税の課税年額が 140,001円以上の世帯	53,460（携帯電話回線を利用するものにあつては、 83,160）	9,900	9,317

別表第3（第9条関係）転倒予防

区分	金額
手すりの取付け	1本当たり5,000円。ただし、手すりの長さが90センチメートルを超える場合には、45センチメートルを超えるごとに2,500円を加算し、手すりの取付けを行う際に壁面等に補強工事を行う場合には、手すりの長さ90センチメートル当たり2,500円を加算する。
スロープの設置	1か所当たり5,000円
敷居段差の解消	1か所当たり5,000円
踏み台の設置	1か所当たり5,000円
内開き戸の吊り元の変更	1か所当たり5,000円
その他、転倒予防のために行う 工事	1か所当たり5,000円

様式第1号(第10条関係)

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給事前承認申請書  
 小規模住宅改造経費助成金申請書

フリガナ		保険者番号		2	5	2	0	1	5
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	年 月 日生								
住所	〒 _____ 大津市 _____ 電話番号 ( ) _____								
住宅の所有者	本人との関係( )								
改修の内容・箇所及び規模	業者名								
	着工予定日		年 月 日						
	完成予定日		年 月 日						
改修費用見積額	円								
介護保険適用額	円								
高齢者住宅改造助成適用額	円								
(宛先) 大津市長 <input type="checkbox"/> 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費支給の事前承認の申請をします。 <input type="checkbox"/> 上記のとおり関係書類を添えて小規模住宅改造経費助成金の申請をします。  年 月 日  〒 _____ 申請者 住 所 _____ 電話番号 ( ) _____  氏 名 _____									

- (備考)1 この申請書に住宅改修が必要と認められる理由を記載した所見書、住宅改修部分の見取図、住宅改修に係る経費の見積書及び前年の所得税課税所得額を証する書類を添付してください。
- 2 改修を行う住宅の所有者が上記被保険者と異なる場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

備考 この様式は、介護保険法及び大津市介護保険条例(平成12年条例第9号)の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給の事前承認の申請書の様式を兼ねるものである。

様式第2号(第10条関係)

介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書  
小規模住宅改造経費助成工事完了報告書

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号		2	5	2	0	1	5
生年月日	年 月 日生	被保険者番号							
住所	〒 _____ 大津市 電話番号 ( ) _____								
住宅の所有者	本人との関係( )								
改修の内容・箇所及び規模	業者名								
	着工日		年 月 日						
	完成日		年 月 日						
改修費用	円								
介護保険適用額	円								
高齢者住宅改造助成適用額	円								
事前承認申請の有無	あり なし								
(宛先) 大津市長 <input type="checkbox"/> 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。 <input type="checkbox"/> 上記のとおり関係書類を添えて小規模住宅改造経費助成工事の完了を報告します。 年 月 日 〒 _____ 住所 _____ 申請者 電話番号 ( ) _____ 氏名 (印)									

(備考)1 この用紙には領収証及び介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類(事前承認を得ている場合は不要)及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

2 改修を行った住宅の所有者が上記被保険者と異なる場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。ただし、事前承認を得ている場合は、不要です。

居宅介護(支援)住宅改修費・小規模住宅改造経費助成金を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	金融機関名	本支店名	種 目	口 座 番 号						
			1 普通預金							
	金融機関コード	店舗コード	2 当座預金							
			3 その他							
	フリガナ									
	口座名義人									

(備考) 事前承認申請に基づき居宅介護(支援)住宅改修費支給の事前承認決定を受けている場合は、記入不要です。

備考 この様式は、介護保険法及び大津市介護保険条例の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給の申請書の様式を兼ねるものである。

様式第3号(第11条関係)

大津市地域支援事業等給付負担金等減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所  
氏名  
対象者との続柄 ( )  
電話 ー

大津市地域支援事業等給付負担金等の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	住所	大津市	年 月 日 (満 歳)	
	氏名		電話	ー
給付の名称				
減免を受ける理由				